

5 違反食品等処理状況

平成29年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は21件である。

違反等の内容を見ると、食品衛生法第6条（異物の混入）違反2件（9.5%）、食品衛生法第11条（食品等の規格及び基準）違反2件（9.5%）であり、不良食品は12件（57.1%）、食品表示法第5条（食品表示基準）違反は5件（23.8%）であった。

食品について見ると、魚介類（11件）で違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

（1）年度別違反食品等状況

年度	違反区分											製造所				
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	19条/ 表示法第5条	20条	25条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
29	2			2			5			9	12		21	19	2	0
28	1		1	13		1	5			21	20		41	38	1	2
27				5		1				6	32	6	44	36	4	4
26	1			2			1			4	32	3	39	38	1	0
25	6			5			4			15	32	1	48	39	7	2

（注1） 広島市，呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（注3） 19条に定められていた食品等の表示基準については，平成27年度から食品表示法第5条に定めることとされた。

（2）違反食品等発見件数

食品区分	違反区分											製造所				
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	20条	25条	表示法 第5条	小計	不良	不適正	計	県内	県外	国外
合計	2			2					5	9	12		21	19	2	0
魚介類											11			11		
冷凍食品																
生食用冷凍鮮魚介類																
その他の																
魚介類加工品											1			1		
肉卵類及びその加工品									1						1	
乳				1										1		
乳製品				1										1		
乳類加工品																
アイスクリーム類・氷菓																
穀類及びその加工品																
弁当類																
野菜類果物及びその加工品									2					2		
菓子類	1								2					2	1	
清涼飲料水																
酒精飲料																
氷雪																
水																
かん詰・びん詰食品																
その他の食品	1													1		
添加物																
化学的合成品																
その他の添加物																
器具及び容器包装																
おもちゃ																
洗浄剤																

（注1） 広島市，呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況(食品表示法第5条)

食品	違反項目	発見件数	名称	製造所	製造地	製造者	賞味期限	添加物	原材料	使用用途	殺菌方法	その他	不適正
				又加工所	又加工地	又加工者	又賞味	又表示	又原料	又用途			
マ	リ												
酒	精												
清	涼												
食	肉												
魚肉ハム・魚肉ソーセージ・鯨肉ベーコン													
シアン化合物を含有する豆類													
冷凍食品													
放射線照射食品													
容器包装詰加圧加熱殺菌食品													
容器包装に入れられた食品	食肉	1		1									
	生か												
	生めん(ゆでめん類を含む。)												
	即席めん類												
添	調理												
	魚肉												
	生菓												
	上記以外の加工食品	4	2	2	2	2			1			4	
乳及び乳製品	牛乳												
	加工乳												
	アイスクリーム												
	乳酸菌飲料												
計		5	2	3	2	2		1			4		

- (注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。
- (注) 違反項目には疑いを含む。
- (注) 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 平成29年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	名称	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	北部	北部	レーズンチョコ ケーキ	食品表示法第5条 食品表示基準第3条 第2項	特定原材料(小麦)の記 載漏れ	自主回収
2	北部	北部	スノーボール	食品表示法第5条 食品表示基準第3条 第1項, 第2項	特定原材料(小麦)及び 名称記載漏れ, 賞味期限 表示, 製造所所在地, 製 造者名の不適切表示	自主回収
3	西部東	西部東	志和牛乳	食品衛生法 第11条第2項	成分規格違反(大腸菌群 陽性)	営業禁止 自主回収
4	西部東	西部東	まつしまラクト コーヒー	食品衛生法 第11条第2項	成分規格違反(大腸菌群 陽性)	営業禁止 自主回収
5	西部東	山形県	ピーナッツチョコ	食品衛生法 第6条第4項	異物の混入(歯)	処理機関へ通報
6	北部	尼崎市	鶏ももからあげ	食品表示法第5条 食品表示基準第3条 第1項	営業者所在地の表示漏れ	処理機関へ通報
7	西部東	北部	大和芋とろろ 50g	食品表示基準 第3条第1項	保存方法の記載漏れ	自主回収
8	西部東	北部	大和芋とろろ 300g	食品表示基準 第3条第1項, 第 13条	外装及び個包装への食品 表示漏れ	自主回収
9	東京都	東部	佃煮(山椒小魚)	不良	東京都の衛生基準調査 (大腸菌群)	行政指導
10	西部東	西部東	元気の種~ピワの 種カプセル~	食品衛生法第6条	シアン化合物の検出	自主回収
11	西部広島	東部	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度 1.94%	指導
12	西部広島	東部	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度 1.72%	指導
13	西部東	広島市	生かき(生食用)	不良	塩分濃度 1.77%	指導
14	西部東	東部	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度 1.68%	指導
15	西部東	西部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度 0.35%	指導
16	広島市	東部	生かき(生食用)	不良	塩分濃度 1.9%	指導
17	東部	呉市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度 1.89%	指導
18	東部	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度 1.89%	指導
19	東部	西部	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度 1.07%	指導
20	広島市	西部呉	生かき(生食用)	不良	塩分濃度 0.3%	指導
21	西部広島	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	塩分濃度 1.77%	指導

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。